

医薬品および医薬部外品の表示について

改正薬事法の施行により医薬品および指定医薬外品の旧表示のものにつきましては、経過措置が2011年5月31日をもって終了となります。

したがって、2011年6月以降は、新表示品のみ、販売等が可能となります。

店頭在庫をご確認の上、交換をお願いいたします。

旧表示	新表示
医薬品	第1類医薬品、第②類医薬品、第2類医薬品、第3類医薬品
医薬部外品	指定医薬部外品、医薬部外品、防除用医薬部外品